

記録問題をきっかけに…

# 年金のことまで考えてみませんか！

年金記録について、いろいろな問題が明らかになり、ご自分の年金について不安に感じている人も多いのではないのでしょうか。社会保険庁では、この問題に対し、さまざまな対応策を打ち出しみなさんへのPRに努めています。また、市では、社会保険事務所まで行くことができない人に代わって、社会保険事務所に照会し、詳しく説明するとともに、記録に疑問がある人については、その疑問について調べていただくための調査票の取り次ぎも行っています。しかし、まだまだ効果が十分でない面もあります。この問題を契機としてご自分の年金について認識を新たにしていきましょう。



「未来」のあなたを支えるのは  
「いま」のあなたです！

## 「年金記録問題」今後のスケジュールは：

社会保険庁では、基礎年金番号に統合されていない約5、000万件の記録について、記録が年金に結びつく可能性のある人、その他の年金受給者、現役加入者の順番で、加入期間および加入履歴を記載した「ねんきん特別便」を送付する予定です。まずは記録が年金に結びつく可能性のある人に優先して送付されますが、これから年金を受給するその他の人にも来年の10月ごろまでをめどに通知される予定になっています。

- 【平成19年12月～20年1月】  
・基礎年金番号に統合されていない記録と氏名、性別および生年月日が一致し、記録が年金に結びつくと推定される人
- 【平成20年2月～3月】  
・基礎年金番号に統合されていない記録と氏名、生年月日の一部が一致し、同一人と推定できる場合であり、記録が年金に結びつくと推定される人
- 【平成20年4月～5月】  
・既に年金を受け取っているその他の人
- 【平成20年6月～10月】  
・今後年金を受け取る予定のその他の人

## 年金記録相談も 随時受付中です

社会保険庁からの通知を待たずに記録を確認したい、あるいはすでに記録を確認し間違いがあったので訂正したいという人も多いと思いますが、ご自分の状況に応じて次のとおり相談してください。

記録確認をはじめすべての相談（窓口または電話）  
熊谷社会保険事務所 04-5222-5211  
年金記録の郵送受付（相談はできません）  
ねんきんあんしんダイヤル 0120-657830  
電話相談専用  
ねんきんダイヤル 057-005-1165  
市への国民年金保険料の納付確認・本人に代わっての電話照会や照会結果の説明、社会保険事務所への照会申出書等の取り次ぎ（窓口対応のみです）  
本庁市民課年金保険係  
1114、総合支所市民課年金保険係 ☎1331（内線334）  
相談する場合は基礎年金番号が必要ですよ。

加入記録が自身の履歴と違っていた場合、照会申出書で調査依頼をします。  
その調査結果に異議がある場合は、本人の立場に立って公正に判断を行う「年金記録確認地方第三者委員会」に申し立てをすることができます。窓口は社会保険事務所です。

## あなたの年金は大丈夫ですか？ もらえる人ともらえない人、違いはどこに！

年金の受給権等について勘違いされている人も見受けられますので例を掲げて紹介します。

厚生年金加入期間が20年あれば年金はもらえる？

昭和61年に制度が改正され、国民年金・厚生年金・共済年金等を合わせた加入期間が原則25年必要になりました。

しかし、現在でも「厚生年金20年」というイメージが残っている人がいるようです。生年月日による特例もあります。このままでは厚生年金の20年分の

掛け金がすべて無駄になってしまいます。原則的にこの場合は、会社を辞めた後に国民年金に加入し、5年間保険料を納付するか全額免除が認められれば受給資格が得られ、決められた年齢に達すると生涯年金を受け取ることができず。免除できるかどうかは

前年の収入で審査されますが、会社をやめて収入がない場合は前年収入を基準としない特例免除の制度もあります。会社を辞めて厚生年金を抜けた人は、まず国民年金への加入手続きをし、支払いが難しい場合は、免除についてご相談ください。

全額免除だけで一度も保険料を払っていない人は？

毎年収入が少なくずっと全額免除を受け続けている人もいると思いますが、全額免除期間も25年という受給権を得るための資格期間に入りますので、25年以上の免除期間があれば年金はもらえます。

ただし、実際にもらう額を計算するときはこの免除期間は、保険料を納付した場合と比較して3分の1の計算になりますので、保険料を払ったほうが後々の年金額が多いということになります。また、保険料は2年を経過すると納められなくなりませんが、免除手続きがしてある場合は、10年間までさかのぼって納めることができ（3年目以降は加

算金あり）、年金額を増額することができません。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、資格期間にも入らず、年金額の計算にも反映されませんので、納めなという行為は同じでも「免除」の場合とは全く違った結果になります。

また、事故や病気などにより障害等になってしまったときにも未納の人は請求できない場合がありますが、免除の人は納付していた人と同じ扱いになります。

このように免除と未納には大きな違いがありますので、保険料が払えない時はそのままにせず免除について相談してください。

受給資格がある人は

支払わなくていい？

長年会社に勤め60歳になる前に会社を辞めた人や25年以上国民年金保険料を納めている人など、年金の受給資格がある人の中には、もう資格があるので、納めなくてもよいのでは……という人がいます。20歳から60歳までの人については受給資格の有無に関わらず、保険料の納付が義務づけられています。厚生年金や

共済年金等を納めていない場合には、国民年金に加入して保険料を納める必要があります。もちろん納めた分は、年金額に反映されます。

また、未納のままにしておいた期間に障害を負ってしまった場合など、障害年金の請求ができなくなってしまう場合もありますので、60歳前の人は必ず何らかの年金制度にご加入ください。



年末調整や確定申告には「社会保険料控除証明書」が必要です

10月1日までに国民年金保険料の納付をした人には、社会保険庁から「社会保険料控除証明書」が11月中に送付されます。また、10月2日以降にはじめて納付した人には来年2月初旬に送られます。

本庁・総合支所市民課年金保険係でも随時相談を受けています。なお、来庁の際には年金手帳（本人以外の場合は委任状も）を持参してください。